

—帯広市立西陵中学校 いじめ防止基本方針—

1 いじめについての基本的考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの解消に向けて

「いじめ」は決して許されることではなく、どの学校でも、どの子どもにもおこりうるものであり、その解消に向けて一丸となって取り組んでいく。

生徒への指導については、帯広市の啓発資料「あつとほおむ」を基本とし、どんな理由があっても、いじめは加害者側が悪いこと、いじめの被害にあった場合は避難し、大人に知らせること、周りでいじめが起きたときは、その場で止めることが出来なくても事実を匿名でも教師に報告させることを周知徹底していく。

あつとほおむ

<いじめは・・・>

- あ あそびでもダメ… みんなが心から楽しめるのがあそびです。
- っ つらいきもちにさせるのもダメ… 悪口や差別は、人の心を傷つけます。
- と 友達がやってもダメ… 他にやっている人がいても、ダメなものはダメ。
- ほ 暴力もダメ… これは犯罪。どんな理由があってもいけません。
- お おしつけもダメ… 嫌がることを無理にさせることも犯罪です。
- む 無視もダメ… 話しかけなかったり、返事をしなかったりするの傷つける行為です。

<いじめをされたら・・・>

- あ 安心して… あなたはかけがえのない存在です。みんなであなたを守るから安心して。
- っ 伝える… 何よりもいじめられたことをお家の人や先生方に伝えましょう。
- と 遠ざかる… 自分を守ることを一番に考えて、いじめてくる人から離れましょう。
- ほ 誇りを持つ… あなたは悪くありません。いじめる方が絶対に悪いのです。

お 大人に知らせる… すぐ身近な大人に相談しましょう。必ず助けてくれますよ。
む 無理をしない… 我慢する必要はありません。つらい気持ちを身近な人に打ち明
けましょう。

<いじめを見かけたら・・・>

あ あおらない… 周りではやしたてるのも、いじめているのと同じです。
っ つられない… その場で笑ったりするのも、いじめているのと同じです。
と とめる… まず、いじめられている子を守りましょう。
ほ 本気になる… 「いじめはなくなる」と思いこんでいませんか？みんなが本
気になれば必ずなくせます。
お 大人に知らせる… 勇気を出して、お家の人や先生方に知らせましょう。
む 無関心でない… 知らないふりをせず、みんなで行動にうつしましょう。

(3) 問題発生時の指導及び組織

「いじめ」発生⇒被害者の保護⇒事実の確認⇒加害者への指導⇒被害者に対する謝罪
⇒被害者、加害者の心のケア⇒再発防止

○いじめ発生

「いじめ防止対策委員会」を組織するとともに、プライバシーに配慮しながら、校内体制はもとより教育委員会との情報共有を速やかに行う。

○事実の確認

「いつ、どこで、誰に何をされたか。それを知っているのは誰か」等を時系列で確認し、周辺への聞き取りやアンケートで、他の被害についても確認する。情報元が特定されない配慮をする。

・加害者への指導

自らの行動を振り返らせ、被害者の心情に気づかせる。

・被害者に対する謝罪

被害者の意向を確認しつつ加害者に謝罪させ、今後の行動について約束させる。

・被害者、加害者の心のケア

被害者の自尊感情の回復や再発防止のため、また加害者の反省が行動につながるよう教育相談などの機会を持つ。

・再発防止

「豊かな人間関係」や「健やかな心の育成」を図るため、粘り強く教育活動を行う。

(4) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」を策定し、その趣旨を理解してもらうため、学校 HP や学校だより等を利用して公表し、適宜、情報発信を行う。また、必要に応じて、意識啓発のための取組や意見聴取のための取組を企画する。

2. いじめ未然防止・早期発見のための取組

(1) いじめの分類（中部大学の三島浩路教授）

- 仲間集団内での非暴力的な攻撃（無視等）
- 仲間集団内での暴力的な攻撃（暴言・暴力等）
- 学級全体からの非暴力的な攻撃
- 学級全体からの暴力的な攻撃

二つの基準に基づいて上記 4 分類が考えられる。

一つは、そのいじめが仲間集団内の生徒のみが関与しているのか、それとも学級の大部分の生徒が関与しているのか（傍観者も含む）。

もう一つは、そのいじめが人間関係を利用した無視等の間接的な攻撃か、それとも暴言・暴力による直接的な攻撃か。

学級全体が関与するものの方が発見しやすい。だが深刻な問題へと発展するのは仲間集団内の発見しにくいものである場合が多い。

(2) いじめの把握・早期発見

教師による日常の観察（朝の出席確認等）を重視するとともに、北海道教育委員会のアンケート調査に加え、本市独自のアンケート調査を実施する。

また、担任が、一人一人の児童生徒の心のサインをキャッチするため、学校独自のアンケート調査や教育相談週間において、児童生徒と面談を行うなど状況をきめ細かく把握する。

また保護者にも子どもから聞きたいいじめ情報等を積極的に学校に知らせてもらうよう働きかける。

(3) 校内研修及び日常指導について

校内研修や職員会議において、いじめに関する各種資料等をもとに全教職員が危機感を共有し、小さな予兆やサインを見逃さない校内体制を構築するとともに「つく指導」に心がける。また、外部の専門家を招いての講演会や外部講師を招いての授業を積極的に取り入れたり、指導内容のプログラム化について理解を深める。

(4) 校内環境作り

子どもの居場所づくり、絆づくりをすすめ、いじめが起きにくい環境をつくる。また、ストレスを生まない環境作りに努め、ストレスをコントロールする様々な方法について研修する。

(5) 年間指導計画に位置付いた指導の充実

年間計画に位置づけた道徳の時間や学級活動等において「自他の生命」を大切にする指導や、多様な価値観・異文化などを理解させる指導の充実を図るなど「いじめ根絶」のための指導を計画的に行う。

(6) 生徒の理解・支援

児童生徒の人間関係を客観的に捉えるため、「子ども理解支援ツール ほっと」等を活用し、日常観察で把握しきれない児童生徒の小さなサインを見つける。

(7) 生徒会の取組

児童生徒自らが行動する意識を高める工夫を行い、全市的な「いじめ・非行防止サミット」へ積極的に参加する。また、校内においては生徒会において「相談箱」を設置するなどいじめ撲滅の取組を充実させる。

(8) 相談体制の充実及び相談員等との連携

教職員以外の「心の教室相談員や家庭訪問相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー」等の相談窓口を児童生徒や保護者に周知し、帯広市教育委員会と連携し、校内の相談体制の充実に努める。

(9) 学校評価

学校評価に「いじめの防止」等に関する取組項目を設定し、学校として定期的な意識向上を図るとともに、取組の不断の見直しを行う。

(10) 教職員の意識

すべての生徒が授業場面で活躍できるための授業改善に心がけ、学力向上やいじめ未然防止の観点から生徒一人一人が授業において生かされる指導に努める。

(11) 年間計画の策定

校内における取組内容の検証を行うため、調査実施の実施時期、会議の開催時期、それを踏まえた校内研修会等の時期について決定する。

3. いじめ発生時における取り組み

- (1) いじめを認知した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、第1に被害者を守る視点に立ち、学校組織として全力で対応に当たる。
- (2) 事実確認が容易でない場合は、保護者の確認のもと、臨時のアンケートや教育相談を実施するなど迅速に状況把握を行い、学校の取り組みに関する記録化を行う。
- (3) いじめを受けた生徒が学校へ登校できない状況や教室には入れない状況が生じた場合は、学習サポートの実施や心理カウンセリング等、児童生徒や保護者の立場に立ったきめ細やかな教育的配慮を行う。
- (4) いじめを行った児童生徒に対しては、複数の教師による意図的計画的な指導を行い、加えて道徳の時間等において、傍観者となり得る児童生徒に対して学級全体指導を行う。
- (5) いじめを行った児童生徒の保護者に対しては、いじめの定義を含め学校の指導に対して理解を得るとともに、家庭における指導に対して助言を行う。
- (6) いじめを受けた家庭に対し、いじめの解決に向けた学校の取り組み状況について、適切に情報提供を行う。
- (7) 犯罪行為であると考えられる場合は、直ちに教育委員会と連携して関係機関(警察等)と組織的に対応する体制を取る。